

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成9年12月町田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車場)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用者に対し駐車場の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4) 略</p> <p>7 略</p> <p>(使用者の保管義務)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき理由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又は<u>毀損した</u>ときは、使用者はこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号に該当することによ</p>	<p>(駐車場)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用者に対し駐車場の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4) 略</p> <p>7 略</p> <p>(使用者の保管義務)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき理由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又は<u>き損した</u>ときは、使用者はこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市営住宅又は共同施設を故意に<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の<u>規定</u>に該当するこ</p>

り同項に規定する明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しを請求を受けた者に対して、入居した日から当該明渡しの請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、同日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4 市長は、第1項第2号から第9号までのいずれかに該当することにより同項に規定する明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しを請求を受けた者に対して、当該明渡しの請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。

5 市長は、第1項第8号に該当することにより同項に規定する明渡しの請求を行う場合には、当該明渡しを請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。

6 略

とにより同項の明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しを請求を受けた者に対して、入居した日から明渡しを請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、明渡しを請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4 市長は、第1項第2号から第9号までの規定に該当することにより同項の明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しを請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。

5 市長は、第1項第8号の規定に該当することにより同項の明渡しの請求を行う場合には、当該明渡しを請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。

6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第39条第3項（利息に係る部分に限る。）の規定は、令和2年4月1日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。